事務事業名 在宅老人福祉事業 (高齢者等住宅改造費助成事業)

出力日:令和04年03月15日

キーコード:184

施 策:	10 高齢者福祉の充実 ~地域包括ケアシステムの推進~	財務コード	01030102-15-00
基本事業:	03 日常生活の支援	担当部	健康福祉部
基本事業の	高齢者が利用できる生活支援メニュー数	担当課	高齢者支援課
成果指標		担当係	高齢者福祉担当

事務事業が貢献すべき成果												
計画年度		~		新規	継続	送続 会言	计区分	一般会計	実施計	画		
	1.対象(誰、何に対して事業を行うのか)				2 . 手段(事務事業の内容、やり方、手順)							
介護保険の認定を受けた者かつ市県民税非課税世帯の人					筑紫野市高齢者等住宅改造費助成事業実施要綱及び福岡県高齢者等在宅							
// 展体体の配在でメリル目がプログラー 大学の大学				生活支	生活支援事業費補助金交付要綱に基づき、介護保険の認定を受け、住宅改造される方で、市民税非課税世帯の方へ助成するもの。							
2 * 🖂 🗸 - 0	·吉╨!- ┕ · 구난&-		【手続	【助成額】30万円を上限とし、費用の全部または一部を支給する。 【手続き】本人やその家族等からの相談 改修受託業者は申請書の他、必要な資料として理中書・見積書・図面等を市に提出 市は改修								
,	事業によって対象を	•		要な資料として理由書・見積書・図面等を市に提出 市は改修 が必要とされる家屋を訪問調査 審査及び可否の決定 業者は								
の低下の状況に	護高齢者若しくは№ こ合わせて住宅をむ E活の自立度向上の Nる。	收修することで、	犬 こ 【注意	施工 施工後、再度市が家屋の訪問調査を行い、適切な竣工となっているかを確認 助成金額の決定及び支給注意点】 ・必ず改造前に相談・申請を行うこと。改造中や改造後の申請不可。								
・すでに工事を終えている場合や、本人が在宅とならなかった場合(追 院せずに死亡された場合等)は、助成対象とはならず全額自己負担。										た場合(退		
4. 放果(間易	器評価は未記入)			04年中	00年中	02年座	0.4年中	OF 生 中	06年中			
	成果指標名称		単位	<u>01年度</u> 実績	02年度 実績	03年度 当初	04年度 要求	05年度 計画	06年度 計画	目標		
1/ Db - # = 2# ! - L	- 127b\# - 1 27b\# - 1 2	<u>≒</u> /4. ¥5		夫組	夫組	ヨ彻	安水	計凹				
当助成事業により改造された住宅件数			件	4	6	5	7			5		
5.コスト				•								
計 国 		千円	801	1,445	1,500	1,800						
		千円	0	0	0	0						
		千円	400	712	750	900						
		千円	0	0	0	0						
		千円	0	0	0	0						
一般			千円	401	733	750	900					
正職員人工数			_ 스포	0.05		0.01	0.01					
正職員人件費	/= ** =	1 /4 # >	千円	403		79						
	- (事業費 + 正職員		千円	1,204	1,525	1,579	1,800					
	とびコメント(簡素				W 	Part 4:35						
あがっている	【状 況】	当助成事業によ	リ改造さ	れた任宅件	数は局齢者	・障がい者。	ともに増加	した。				
(高齢者のみ H28:4件 H29:3件 H30:5 R1:2 R3:3)) どちらかといえば												
あがっていない (停滞・低下)												
]メント(簡易評値 T _{/44++}		1+10		III 6 1451 +	NIC / 3-12-51	1 /0 - -	₩ m L / / L × L - L -				
対象動向	維持	類似事業	あり		県の補助事介護者の自	美(補助率 立と企業者	1/2 牛間報 の負担軽減	那件数に。 在空企罐	Ľ限めリ) を古揺して	じめリ、安 いろ		
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし		介護者の自立と介護者の負担軽減、在宅介護を支援している。				には多額の			
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし	<u>ر</u>					き、住み慣			
上位貢献度	影響度は小	業務推進課題	あり						必安は争業			
成果向上余地	小さい			・県補助事業は要綱改正により令和4年度までに延長した。								
8. 改善改革案(簡易評価は必要な場合のみ記入) 改善方向性 維持 見直し 廃止 事業終了												
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用(維持/事業終了の場合は記入する必要なし)												
福岡県の要綱改正により、本事業の県補助制度は令和4年度まで 延長された。 これま 例年予算 また当 た決定						これまで同様継続して、県に対する申請もしくは実績報告時に、 列年予算の拡充を要望。 また当初予算作成時に、前年度を含むこれまでの実績を反映させ 二決定を要望している。予算を超過する申請が出た場合は、その 時点で財政課に状況報告を行い、方針について相談を行っている						
0						0						
事業開始背景及び現在の環境変化(市民・議会等の要望)					備考・特記事項 o r 進行管理欄							

在宅の高齢者、障がい者世帯に配慮した住宅に改造する費用を助成することにより、高齢者等の自立を助長することを目的に平成7年から開始、福岡県では平成14年から開始された。 さらに平成12年度に介護保険制度が施行されたことにより、介護保険制度の上乗せの助成となった。

介護保険制度における住宅改修費支給事業(介護予防住宅改修費)と併用して活用することができるため、本事業の対象者については2つの制度を合わせて上限50万円まで活用することができ る。